

各都道府県障害保健福祉主管課御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による緊急事態宣言に合わせ、令和2年4月7日の第27回新型コロナウイルス感染症対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日に一部変更）（別紙参照）において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「（6）その他重要な留意事項1）人権への配慮等」として、「政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。」と記載されたところです。

これを踏まえ、市町村における在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する取組の実施方法とその際の財政支援について、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し周知をお願いいたします。

記

1 在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、これまで障害福祉サービス等を利用していただいていた方々等をはじめとして、多くの障害者等の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。このような状況において、特に在宅の一人暮らしの障害者等（詳細は3参照）に対しては、見守り等の取組により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要です。

各市町村においては、担当部局職員による見守り等に加え、日頃から地域の実情を踏まえ、障害・福祉等の関係機関をはじめ、民生委員、ボランティア、地域住民等とも連携しながら、必要な見守り等が行われているものと承知しておりますが、障害者総合支援法においては、以下の事業の活用も可能であるため、必要に応じて当該事業も活用いただきながら、適切な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、「見守り等」とは、訪問や電話等による支援のほか、関係機関等と連携した支援なども考えられます。

（i）地域生活支援事業

地域生活支援事業において、例えば以下の事業を活用して見守り等を行うことが考えられます。

ア 障害者相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助の実施等

イ 基幹相談支援センターの運営

基幹相談支援センターが市町村の福祉部局と連携して行う総合的・専門的な相談支援の実施、障害者等に対する虐待を防止するための取組等

(ii) 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

既に障害福祉サービスを利用している又はこれから利用しようとする障害者等については、指定特定支援事業者及び指定障害児相談支援事業者が行うことを基本とします。

また、本取組の実施にあたっては、報酬の算定に関して臨時的な取扱いを可能としている（※）ので、市町村におかれては、弾力的な運用に十分配慮するとともに、その旨を事業者に周知した上で、取組の効果的な実施について協議してください。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応のため、モニタリング実施月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、必要な連携の内容がモニタリングとして評価できるものと市町村が認めるときについては、継続サービス利用支援費として算定可能である。（令和2年4月9日付「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」障害福祉課事務連絡問12）。

2 市町村が行う見守り等の取組に対する財政支援

市町村が、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、上記1の事業を活用し、在宅の一人暮らし障害者等に対する見守り等の取組を追加的に行った場合、当該追加的取組について、令和2年度補正予算案に盛り込んだ「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」による財政支援を行うことを考えております。追加的取組の具体的範囲等については、予算成立後、追ってお示いたします。

3 留意事項

(i) 見守り等を実施する対象となる障害者等の範囲については、在宅の一人暮らし障害者等のほか、障害者等と同居する家族の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、柔軟に対応すること。

※ 相談支援機関等につながない本人・世帯もあることから、孤立化防止の観点から対象となる範囲については、十分配慮し、障害福祉サービス事業所等の関係機関や民生委員とも協議しながら決定すること。

(ii) 外出自粛要請が長期化することで、障害者本人や同居する家族の負担が増すことにより、障害者虐待が発生するリスクが高まることも考えられることから、例えば障害福祉サービスの利用を控えたり、普段よりも外出の機会が減少したりするといった状況が把握されている場合については、重点的に訪問や電話の相談に応じること。

※ 訪問については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話等による方法を適宜活用

してください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

相談支援係 池沼、布野

TEL : 03-5253-1111 (3149)

FAX : 03-3591-8914